

エネクス石油販売西日本株式会社 次世代育成支援についての行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が動きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間

2 内容

目標 1 : 育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間中に 7%以上取得すること。

(エネクス石油販売西日本株式会社就業規則第 54 条 1 項)

満 3 才に満たない子を養育する者には、請求により法律に定める育児休業を認める。

<対策>

・制度内容を周知するため、管理職を対象とした研修会の実施